

# 新型コロナウイルス感染症に関する 大切なお知らせ

このたびの新型コロナウイルス感染症により影響を受けられたみなさまに、心よりお見舞い申し上げます。

オミクロン株をはじめとした新型コロナウイルス感染症が急速に拡大しておりますので、

J A共済では、ご加入の保障をしっかりとお役立ていただけるよう、

新型コロナウイルス感染症に伴う共済金のご請求忘れがないかを確認させていただいております。

## 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）にかかる 入院保障の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症に被患され、下記の事由に該当された場合、  
「疾病による入院」として、**入院保障の対象**となります。

### — 1 —

#### 入院されたとき



### — 2 —

#### 医療機関等の事情により、 宿泊施設や自宅等での 療養を余儀なくされたとき

（療養された期間に関する所定の証明をご提出いただく必要があります）



※ 共済金のお支払いは、ご契約ごとに定められている所定の条件を満たす必要があります。

※ 今後の政令改正等によっては、本取扱いを終了する場合があります。



お心あたりのある方や、ご契約内容にご不明な点等がある方は、  
お近くのJ Aまでお問い合わせください。



お問い合わせは